平成２８年（フ）第１０１３号
大阪府大東市深野５丁目２―17、住民票上の住所京都府八幡市橋本東山本19番地の23（破産手続開始決定時の住所）京都市左京区北白川西蔦町14
破産者　ＮＭ総合住宅設備こと町則人こと　町　徳仁
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
大阪市浪速区湊町２丁目１番34―404号
破産者　黍原　　博
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３５号
和歌山市本町５丁目10番地　コーポ本町45号
破産者　高橋　　進
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４６号
和歌山市湊1414番地８　市営薬種畑団地14号
破産者　土橋　公美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８３６号
山口県岩国市錦町広瀬6759番地８
破産者　近藤　　健
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１６号
広島市西区田方３丁目909番地１　421
破産者　越智電気商会こと　越智　亮平
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９号
広島県呉市広中新開３丁目８番51号
破産者　ヤマシンオートこと　山本　慎治
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７９号
長崎県諫早市山川町39番地４
破産者　平川　雄介
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
大分市大字片島1035番地（ボンメゾン・ヤマサキＡ103）
破産者　西元　隆大
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市小原町16番３号　青葉荘102号
破産者　髙野　初美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目34番３号　福留ハイツ102号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市田上３丁目17―５もたにアパート４号　磯部正志方
破産者　池田　友浩
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目８番40号
破産者　山下　麻美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
鹿児島県鹿児島市武２丁目10番３号　第２永田ビル２階
破産者　武　　理恵
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
鹿児島県いちき串木野市袴田1435番地18
破産者　川口　久行
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目17番14号　サンハイツふじ203
破産者　下吹越和伸
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市原良１丁目８番16号　町宝ビル201号
破産者　前杉くるみ
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３８号
（開始決定時の住所）北海道旭川市末広３条８丁目１番８号
破産者　夏井　敏広
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９４号
北海道旭川市豊岡７条３丁目３番２号　マンション東205号
破産者　村上　眞澄
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部